

市第9号議案

横浜市介護保険条例の一部改正

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例（平成12年3月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「32,340円」を「28,750円」に改める。

第6条第1項の表中「3,270円」を「2,920円」に、「3,230円」を「2,870円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年度分の保険料から適用する。

提 案 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を改めるため、横浜市介護保険条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市介護保険条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ ）

（保険料率）

第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 $\frac{28,750 \text{ 円}}{32,340 \text{ 円}}$

（第2号から第12号まで省略）

（普通徴収に係る各納期の保険料納付額）

第6条 各納期ごとの保険料の納付額は、それぞれ次の表に掲げる額とする。

	6月期の納付額	7月期から3月期までの納付額
第4条第1号に該当する者	$\frac{2,920 \text{ 円}}{3,270 \text{ 円}}$	$\frac{2,870 \text{ 円}}{3,230 \text{ 円}}$
（省 略）		

（第2項省略）